

卒業・進級判定基準

第1条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

1. 各年次57単位以上を修得した者は進級・卒業することができる。
2. 上記1に該当する者は卒業・進級判定会議により最終決定する。

出席率	定期試験	成績評価	合 否	進級・卒業判定
66.7%以上	100～80点	A	合 格	各年次57単位以上 を修得した者 ※キャリアプログラ ム科は各年次36単 位以上を修得した者
	79～70点	B		
	69～60点	C		
	59～0点	D	不 合 格	

※上記以外の者は原級留め置きとする。